

議会改革特別委員会

令和7年2月14日

葛城市議会

開 会 午前10時00分

西川委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本当にお忙しい中、こうやって急に招集をかけさせていただいたにもかかわらず、皆さん、お越しいただきまして、ありがとうございます。

本日は、12月の定例会のときに、基本条例の検証ということで、今回からちょっと趣向を変えまして、議会改革だけじゃなくて、議員の皆様の基本条例の検証をしていただくということで集計・集票させていただいております。これを今回はちょっと皆様に1回見ていただいて、ホームページにも公開させていただきたいと思っておりますので、これでいいかというところを確認をさせていただき、ご意見を賜れたらというところがございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、委員外の議員の紹介をさせていただきます。下村議員、増田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。

最初に、前回の本委員会、先ほど、冒頭お話しさせていただきましたように、議員の皆様をお願いをいたしました葛城市議会基本条例の評価にご協力いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただきました回答を私と柴田副委員長で評価集計表にまとめたものを本日の資料として配付をしております。本日はその内容を委員の皆様にご確認をいただき、ご承認をいただければ、ホームページに掲載をし、市民の皆様へ情報公開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、ご確認をいただく前に、各項目での共通する内容について先に説明をいたします。

これ、皆様、今、このタブレットの中に、開いていただいたら葛城市議会基本条例集計表というPDFのデータがあると思います。それを、1ページ目を取りあえずめくっていただいたら、まず、評価の欄、今後の方向性の欄の判定については、評価協力いただいた皆様の意見の中で最も多かったものを採用しております。また、改正の必要性の欄については、今後の方向性の評価で、2の「条文に従い取り組むが、一部見直しを検討」または4の「条文の改正を検討」が入っていない限り、改正の必要性はないことから、「なし」を入れております。以上が共通する内容になっております。

それでは、配付しております葛城市議会基本条例評価集計表の、続いて5ページからちょっと見ていただきたいと思います。めくっていただいて5ページ。

まず、評価の欄なんですけど、条文のほうはちょっと割愛をさせていただきますけども、評価の欄はB、おおむね達成された。その下に評価理由、取り組み状況などという形で書かれています。今後の方向性というところで、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向性、取り組む内容、改正案なども書いております。これについて、このままホームページのほうに掲載をしていいかどうかというところを皆さんで1回

見ていただいて、検証していただけたらなと思います。これ、今日、16条文ありますので、ちょっと1個ずつ細かくやっていくことに関しまして、時間の都合もありますので、ポイントだけ皆様にちょっと聞いていきたいなというところがございますので。これでいいという方向でしたら、もうこのままいかせていただきます。

(「1個だけ確認を」の声あり)

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 1つ確認させてください。評価とか今後の方向性につきましては、多分、下のところにありますように、議員の一番多数というか、数が多いのを取り上げていらっしゃると。それでここに行くという理解でよろしいでしょうか。

西川委員長 はい、そういうことでございます。今、下のかぎ括弧のところにA、B、C、D、Eの評価がついていますけども、それが一番多いところで評価の欄につけさせていただいております。

吉村委員。

吉村委員 これが議会としての評価というふうな理解で大丈夫ですね。

西川委員長 そういうことです。それでよろしいかどうかというところです。

そしたら、この条文については、これで、このままホームページに掲載をさせていただきますけども、評価の内容として。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そしたら、続きまして、1ページめくっていただきます。6ページ。次は第5条になります。広報機能の充実というところで、またこれも条文については割愛をさせていただきます。評価Bで、おおむね達成されました。評価理由については、ここに書かれているとおりでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては、ここに書かれているとおりでございます。これについてどうでしょうか。これは基本的に議会だより等で今網羅をさせていただいているというところになりますけども、今までどおりのところで取組をさせていただいたらというところで問題ないですかね。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そしたら、この第5条について、広報機能の充実というところでもこのように集計をさせていただいた内容をホームページに上げさせていただきたいと思っております。

続きまして、めくっていただきます。7ページ、これは市民懇談会ですね。条文については割愛をさせていただきます。評価B、おおむね達成された。評価理由については、ここに記載のとおりでございます。今後の方向性、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容については、ここに記載をさせていただいておりでございます。これについてはどうでしょうか。これについてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、これについてもこのようにホームページのほうに掲載をさせていただきたいと思っております。

続いて、8ページ、第7条、議会及び議員と市長等執行機関との関係というところで、条文については割愛をさせていただきます。評価B、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。これについても、皆さん、ご意見等ありますでしょうか。

(「ちょっといいですか、確認したいことがあるので」の声あり)

西川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 先ほどもあったんですけど、評価理由のところDをつけられていて、今後についてはこれでいいというふうにされているのが先ほどもあって、そういう方がおられるのやなど。そういうアンケートと言っていいのか、答えられた方が議員の中におられるのやなどというふうには理解しているんですけども、そういうことなんですよ。D評価をしながら、これでいいと書かれた方が中におられるというアンケートであったというふうに理解しておいたらいいんですよ。

西川委員長 先ほどもちょっと吉村委員からも質問があったように、議員の皆さんで評価されておられますので、D評価をされている方についてももちろん一定数おられますけども、これはあくまでも多数の意見として、例えばA、B、Bが多かったらBの評価にすることで私と副委員長のほうで決めさせていただいたというところでございます。だから、D評価の方ももちろんいらっしゃるということはありません。

谷原委員。

谷原委員 私は、条文は変えないけれども、この条文から照らして達成できてなかったということでDがついている場合もあるかと思えます。だから、条文は変えないと。むしろ、条文の方向でやれてないじゃないかというのがDということもあり得るので、ちょっとそこはそういうふうなこともあるのかなと思って私は見ておったんですけども。

西川委員長 そうなんです。そこで、ここに書かせてもらっている理由の中で、例えば今後の方向とか取り組む内容というところで、改正まではしなくていいんですけども、こういうふうに取り組んでいったほうがいいんじゃないかというところを列記をさせていただいておりますので、その辺も皆さんもちょっとご意見をいただけたらなというところがあります。

(「なるほど。よく分かりました」の声あり)

西川委員長 ちょっと説明不足でごめんなさい。そういう形でちょっと皆様に検証をしていただけたらというところでございます。

この第7条、今のところなんですけども、これについてはどうでしょうか。

(「これでいいですよ」の声あり)

西川委員長 よろしいですか。そしたら、第7条についてもこのままホームページのほうに掲載をさせていただきますと思います。

続いて、9ページです。第8条です。議会審議における論点情報の形成というところがございます。評価B、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性

はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。これについて皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

吉村委員。

吉村委員 このBの評価につきまして、一番多数になっているのが、おおむね達成されたということでこれを取られているんですが、今までのページを見ましたら、多数の意見と、それから中央値ですよ、真ん中の人たちの意見としては、これは同じやったと思うんですが、第8条のこれに関しては、中央値でいうと、むしろC評価の方が多いと。前は、A、B、Cでいうと、A、Cがあって、Bが一番高いという形になっていましたけれども、もし中央値で取るのであれば、今回はCが中間というふうに見るのが妥当なのではないかなというふうにも思うんですが、この辺りはどうでしょうか。

西川委員長 今、吉村委員からありましたように、確かに、今までは数の多いところでいったんですけど、確かにAとBと偏っていたところもありますけど、今のこの8条に関しましては、Bが6、Cが4、Dが3というところで、中央値としたらCがというところになるのかなと思います。ちょっとこれについて、よろしいですか、皆さん、C評価というところで。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 分かりました。そしたら、C評価というところで。

(「委員長、参考までに聞いていいですか」の声あり)

西川委員長 はい。

杉本委員。

杉本委員 このB評価をされている上の方というのはほぼほぼ大丈夫でしょうという方で、C以降は次から頑張りましょうという方という認識なんですけど、普通に考えれば、その人の意見が右側に載っているんですかね。ちょっと僕、中身を見てないから分からないですけども。極端に言ったら、この右側の今後の方向性を解決したらその方はBとかAに入れるのかという話になってくると思うんです、中身を見る限りね。だから、その今後の改善ということを考えたら、その方の意見を重視してやっていかなあかんと思うんですけど。ちょっと参考までに、これはどんなイメージで、CとかDの方が今後の課題を多く書かれてたのかなというのが。ちょっとその辺、ざっくり、イメージでいいですけども。まあ、そうやと思うんですけども。

西川委員長 そうなんです。偏ったところは確かにちょっと意見としてもいろいろと、やっぱり議員の皆様今回全員聞いていますので、あるんですけども、改善する方向がいいと、もちろんそれにリンクしています。やっぱりCとD評価されている方とかいうのは、やっぱり改正をこういうふうにしていったほうがいいんじゃないかというところで書かれているのが多いです。ただ、それ以外のこともあります。A評価されていてとか、改正をもうちょっとしたほうがいいんじゃないかということももちろんありますけども、そういう方向なので、ここに書かせてもらっているのは、今後の方向、取り組む内容というのは、D評価の方が書かれていると。これは全部が全部じゃないですよ、ここに書かれている。その改正をしたら、もしかしたらその方は評価が上がる。その人の評価は、例えば、今、DでやっていたとしてもC

に上がってくると、改正をされたらね。

(「上がってくる」の声あり)

西川委員長 うん。Aに。

(「Aに上がってくる」の声あり)

西川委員長 上がってくるというようなことかなと思っております。これについては、Cの一部達成されたというところで変えさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そのほか、ご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 続いて、10ページでございます。これについては、第9条、予算及び決算における政策説明というところで、評価についてはB、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。これについてご意見のほうをよろしく願いいたします。

(発言する者あり)

西川委員長 この、今、右下に評価理由、取り組み状況のところの欄に、A3、B7、C2、D1、Eゼロと書かれています。それがA評価、B評価、C評価、D評価、E評価というところでございます。今後の方向、取り組む内容の1から……。

(発言する者あり)

西川委員長 これについては、1は条文に従いこれまでどおり取り組むというところで、2については、条文に従い取り組むが、一部見直しを検討というところで、3が条文に従い新たな取組を検討、4が条文の改正を検討、5がその他というところで、これについても今は多数でやっているところなので改正の必要はなしというところでさせてもらっています。これ、ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思います。

これについてはどうでしょうか。このままホームページに上げさせてもらってよろしいでしょうか。

奥本議長。

奥本議長 今後の方向のところの一番下、「市長の当然をより引き出し」というところは、ちょっとこれを読んでいただけでは分かりにくいかなと思うんです。これをもう少し詳しく説明をお願いしたいんですけど。

西川委員長 どういうことやろう。これ、このまま書いてるからな。ちょっとごめんなさい、確かにそうですね。ちょっと文言を変えさせていただきたいと思います。これ、ちょっとその方に確認をさせていただいて、文言をちょっと変えさせていただきたいと思います。ごめんなさい、これ、このまま書かせていただいております。

(「もしかしたら『答弁』の打ち間違いかも」の声あり)

西川委員長 ということかなと思いますけども、1回ちょっとご本人さんに確認をさせていただきたいと思います。またご本人さんに確認させていただきたいと思います。

それでは、今の分は、確認をさせていただきますけども、ほか、よろしいでしょうか、この9条に関しまして。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、文言については確認をさせていただいて、訂正をさせていただいた上、ホームページのほうに掲載をさせていただきたいと思います。

次、11ページ、第10条です。議会の合意形成というところで、評価B、おおむね達成された。評価理由について、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aがゼロ、Bが8、Cが2、Dが2、Eが1というところでございます。今後の方向性は、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。これについても、1が8人、2が2人、3が2人、4が1人、5がゼロというところでなっております。これについて皆様のご意見をいただきたいと思います。

杉本委員。

杉本委員 この評価理由の2番の議員定数のところって、これは、答えというか、これ、関係あるんですかね。

西川委員長 議員定数について……。

杉本委員 議員定数についてはまとめられなかったが、一定時間……。この合意形成の問いというか、質問に対しての答えになってへんような気がするんです。これは、多分、議員間でもうちよっと討論して、市長の出る時間を極力少なくしなさいよというだけの質問のはずやのに、議員定数のまとまらんかった話、これ、関係あるのかなと思っているんですけど。

西川委員長 そうですね。ちょっと待ってくださいね。これの条文の解説があったのかな。おっしゃっていることは分かります。第10条ですね。

(発言する者あり)

西川委員長 ここでおっしゃっているのは、恐らく、議会改革の中でいろいろと議員定数の話をさせてもらったときに、議会としてのまとめはできなかったというところのことを言うてるのかなと思っているんですけど。だから、合意形成が取れなかったがということをおっしゃっているのかなというふうには思うんですけど。

杉本委員。

杉本委員 これを問いとすると、問いは、議員相互間の自由討論を中心に運営しなさいよと書いてあるわけじゃないですか。今、委員長がおっしゃった意味は、でしょうねという感じなんです。ただ、その答えにこれは当てはまらなくないですかと言っているんですよ。議員定数の話がまとまらんかった話と、この上の問いが合うてへんのじゃないですかと。これ、ほかに言うところはありませんかという話なんですよ。ここに載す、ほかにもあると思うのやけどな。ちょっと今それを見てたんですけど。

(発言する者あり)

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 杉本委員がおっしゃるのは、要は、ここの、自由討議の保障やから、合意をつくることを

条文にしているわけでない。だから、これだと、まとめるということが必要なんですよと。それに対して達成できてなかったというふうな評価のように感じる。実際には、議員定数のことやから、議員同士の間でしっかりと話をした、意見を述べる機会もあったということで、合意ができたかどうかというのは、ちょっと第10条の評価とは関係ないように私は思うので。

西川委員長 そういうことで……。

谷原委員 そういうふうな、ちょっと確かにずれているという感じはすると思います。

西川委員長 なるほど。だから、おっしゃっていること、お二方、分かります。ほんなら、この議員定数について最終的な意見をまとめることはできなかったということは、特にここの中では、この条例の分には関係ないところなのかなと。ただ、議論、討議はしたということについて、というのは達成を十分したんじゃないかというところを、ちょっとこれも書かれた方に確認をさせていただいて、ちょっと文言を変えて、要は……。

(「提案、すいません」の声あり)

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 17ページの16条のところの話やったら意味が分かるんです。ここの16条やったら話が合うと思うんですよ。「議員定数については意見がまとまらなかったが、十分話はできました」とここに載っていたら違和感はないんですけど、誰か分からないですが、その方に、この話じゃないですかと。もしかしたら勘違いされているかもわからないので。こっちに移動、移動と言ったら言い方は悪いかもわからないんですけど、こっちのほうが意味が分かると思うんですよね。その提案をさせていただきたいです。

西川委員長 はい、分かりました。この文言については、ちょっと一度確認をさせていただいて、今、杉本委員がおっしゃっていたほう、議員定数のところでもつじつまが合うんじゃないかというところで、1回ちょっと確認をさせていただきます。

10条のここについては、今の議員定数の話については、一旦ご本人に確認させてもらって、削除するかどうかというところも確認をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、第10条についてはそのようにさせていただきたいと思います。

続いて、12ページについて、第11条、委員会の活動というところでございます。評価B、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが2、Bが9、Cが2、Dがゼロ、Eがゼロでございます。今後の方向性については、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が11、2が1、3がゼロ、4がゼロ、5が1でございます。これについて皆様のご意見を伺いたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 今後の方向性のところの5の1というのは、これは改正を必要とするということですかね。

(「その他」の声あり)

谷原委員 その他か。

西川委員長 その他。

谷原委員 その他やね。だから、その他で5がついているのは、ちょっとこれ、どういうその他なのかちょっと気になるころではありますね。左側のところにおおむね達成されたとあってですね。だから、その他意見がきちっと書かれてあったらまだ分かるんですが、この1は何やと、単純にホームページを見られた方がちょっと右左の対照で分かりにくいなということなんです。

西川委員長 そうですね。今、その他で入れていただいて……。ちょっと、ごめんなさい、これ、いろいろと集計もしていて、結構難しいところはあるんですけど、今、その他で書かれているところというのは、そのまま文言を書かせていただくということでさせていただきますか、その他のところは。

(発言する者あり)

西川委員長 いいですか。ほんなら、言いますよ。これ、このその他の意見については、市長に議会から申し入れて協議の機会を設け、改善の道筋をつけるというところがその他になっています。これがその他の中の意見、書かれている意見でございます。これは、そやから、今後の方向、取り組む内容のところにも入ってきてもいいんじゃないかなというところなんですけど。

(発言する者あり)

西川委員長 そうなんですよ。ちょっと、そやから、難しいですね、取扱いというのが。その他でも意見を書いていたいただいていると。

(「もう一回。聞き取れなかった」の声あり)

西川委員長 いきますね。その他の意見として、市長に議会から申し入れて協議の機会を設け、改善の道筋をつける。

(「でも、そこに入れるわけにはいかない」の声あり)

西川委員長 入れられない。ここで書く。これ、多分、今回、皆さん書いていただいて、初めての取組で、結構、確かに難しかったと思うんですけど、もしかしたら、書かれている人が間違えてそっちを書かれている可能性もあるのかなというところがありますね。ちょっと、確かに、今、このやつには当てはまってけえへんのかなと思うので、これは確認をさせていただきたいと思います。

吉村委員。

吉村委員 ちょっとこれ、1つ提案なんですけれども、前のページでも何人かの委員からご指摘があったんですけども、いわゆる取り組み状況とか、それから今後の方向について提案されている中で、例えば、Aの方の意見なのか、Bの方の意見なのかというのがやっぱり前提であったほうが読んでいけるほうは分かりやすいと思うんです。それで、例えば、今後の取り組む方向についても、今、上の「市民に分かりやすい議論を行うように努める」という方が1番か2番かとかいうことでちょっとニュアンスも変わってくるかなと思うので、私は、お手間かもしれないんですけども、書かれているコメントに対して何番の評価をつけられている方

かというのを付すほうが市民の方にも分かりやすいんじゃないかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

西川委員長 吉村委員のおっしゃっていることは物すごく分かるんですけど、ちょっとさっきもお話しさせてもらったように、この評価とこの内容というのがリンクしてないところももちろんあるんです。そやから、余計に混乱させる可能性はあると思いますので、それはちょっと難しいかなと思います。見ていただいたら分かると思うんですけども。

吉村委員。

吉村委員 分かりました。今回初めての取組ということで、どうしても、また今後ちょっと改善はしていくとして、取りあえずは、今、委員長、副委員長が見ていただいた中で、今このような出し方が最善であると、やむを得ない部分はあるということで。

西川委員長 そうですね。

吉村委員 理解しました。すいません。

西川委員長 おっしゃっていることはよく分かります。

川村委員。

川村委員 今回のこの評価の仕方、評価と今後の方向性というところの整合性というのがやっぱりなかなか難しいところと思うんです。感覚的におおむねというところが個人差があるのかなと思うので、私はやっぱり今後の方向性というところを重要視して。今日も、これ、全部目視でみんなやっているんですけど、これ、傍聴、インターネット中継されていますよね。これ、ちょっと最終的に整理される中で、こういう評価だったけれども、課題としてはこんなことをこれからやるべきやというところを明確に今日はここで引き出していく作業が市民さんには分かりやすい議会の中継かなと思いますしね。

今、これ、1個1個評価する間はいいいんですけど、こっちが、今言うように評価と方向性というところをきちっとやるかやらないかというのは、これからまたこの議会改革の評価に対して厳密にやるということであれば、ちょっと基準も設けないといけないのかなと思うので、今日は、ちょっとこの辺りは、評価はBをしたけどもとかAをしたけども、じゃ、何で方向性について評価に値せえへんのかというところは、ちょっと厳密にそこまでの分析は今日は要らないのかなというのが私の思いですね。

だから、今後の方向性について、まずまずできたかもしれないけど、この条文は条文のまままでいくというところはいいいんです。そやけど、条文のままいくけども、こういうところがこれから取り組まなあかんという取組の内容のほうが大事なのかなと思うので、私は、今回はこういうところをマークしていったらいいんじゃないのかなと。全部それを厳密に、右と左と整合性を合わせて、じゃ、何なんど。じゃ、何の改革をこれからするのという目標がちょっと厳密にいくとしんどいのかなというふう思うので。だから、方向性とかこれから取り組む内容、こういうことをしていくと評価が上がるやろうという方向でいいんじゃないのかなと、私はちょっと漠然とそういうふう思うので、あまりそこに神経をとがらせなくてもいいのかなと思います。

それを、やっぱり市民さんには、今後、評価はこうだけど、いいほうの評価をしているけ

れども、こんなことがまだまだこれからの課題やということを確認にしているほうが、議会改革として、議会としての評価を議員がしているということを見せれるのじゃないのかなと思うんですけどね。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

奥本議長。

奥本議長 今、もろもろ意見をお聞きしまして、まず吉村委員がおっしゃっているように、評価理由と今後の取り組む方向性をリンクさせたらいいのかというところなんですけど、これ、1対1とは必ずしも限らないんですよ。

それと、もう一つは、この問いのときの質問で、今現在、第11条ですけど、これ、1項、2項、3項とあり、どのところに対する意見かというところをはっきりさせるほうが分かりやすいかなと。例えば、その他の意見の今の市長に協議を申し入れてというところは、恐らく2項の所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行う、それと、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするというところを想定した意見かなと思うんです。だから、前条のところに属する意見じゃないかということもあるけども、ここにもやっぱり絡んできているんですね。恐らくこの2項を念頭に置いた意見かなと。だから、その他の意見というところは、この5でやるから分からないのであって、関連する意見か何かというところを明示する、そこでリンクづけするほうが読み手にとっては分かりやすいかなという気はするんです。これは今後のどう取り組んでいくかという運用なんですけどね。

だから、確認していただいた上で、その他ですよ。これは、要するに、否定するようなところに持っていつているんじゃないよというところを明示すればいいような気がしますね。

西川委員長 川村委員、議長のお話も聞かせていただいた上で、今回アンケートを実施するのに、この1項、2項、3項というところまで、明確にこの条文に対してというところがあったので、これから、もし、来年から、これは1年に1回検証していかなあかんで、今、議長もおっしゃったように、例えば、この第11条の2項に対してはこうですよというような書き方をしてもらおうほうがいいのかなと思います。

川村委員がおっしゃったように、今回、本当に初めての取組で皆さんに集計をさせていただいて、A評価をされていることと評価理由とかいうのがやっぱりリンクをしてきてないところはもちろんあって、これについては、川村委員おっしゃったように、今日見ていただくのは、やはりA評価をされておっても、例えば、今後こういうふうな内容で改善をしていきたいねんということを書かれているところもありますので、そこをやっぱり重点的に見ていただけたら今回はいいのかなと思います。

評価については、先ほど、多数でBに、おおむね達成されたとかいうところになってきますけども、重要なのは、ほんまに議会改革を進めていく上では今後の方向、取り組む内容というところで、そこを皆様に見ていただけたら、よりよいものになっていくんじゃないかなと思います。いろいろ意見、ありがとうございます。

11条に関しましては、そしたら、5の1、その他というところについてはちょっと確認を

させていただいて、そのままその他で掲載をさせていただくのかというところも含めて確認をさせていただきたいと思います。

この条文についてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 では、続きまして、13ページ、第12条、議員研修の充実強化というところでございます。評価についてはB、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが6、Bが7、Cがゼロ、Dがゼロ、Eがゼロでございました。今後の方向性については、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容などにつきましては記載のとおりでございます。1が12、2が1、3・4・5がゼロでございました。これについてご意見をよろしくをお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 あんまり言いたくないんですけど、これ、足したらずっと13なんですけど。うち、14人と違いましたっけ、議員。ずっと13なんですけど、これはどういう意味ですか。あんまり言いたくないんですけど、みんなに出してもらっているわけなので、それはきっちりやってもらわんとあかんと思うんです。今ちょっと気になって全部足したら、全部13なんですよね。その上で今この話をするのはちょっと時期早尚じゃないかなと若干思ったりもするんですけども、いかがですかね。

西川委員長 今、ちょっと出してもらおうような形で調整中でございますので。それを受けたにしても、取りあえず、まず今日はこれで一旦皆様のご意見を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今後の方向、取り組む内容について主にちょっと見ていただけたらいいかなと思います。

藤井本委員。

藤井本委員 今回この委員会をして、このアンケート結果の中で、これをホームページに掲載すると。ホームページに掲載する前に、事前にこの委員会というところで話をし、もう一度確認だけしておこうということをやっているというふうに思っているんですけども。例えば、この会議もご覧になってない、ぱっと見た人が、この研修について、議員研修に行って、今後の方向のところ、その内容をホームページに掲載するというのが載っているわけですよね。これをぱっと見たときに、何もこういう会議の現場も知らない人は、これから議員が研修に行ったときはホームページに載るねんというふうにも、今後の取組内容とかいうことで載せてしまうと、何かそういうふうにつまえる方がおられるのと違うかなと私は思うんですけども。これは議員の意見として載っている、現在の意見やということを明確にするような、形式の話になるんですけどね。今後の方向とか今後の取組内容と、こう載っているわけです。研修に行きました。市民の方というのは、議員の研修というのに疑いの目というものもある人もおられます。その中で、ホームページに載るねんと思わはってもなんなので。これは、ちょっと形式の話をしているんですけど。

西川委員長 今、研修のやつというのは、どこまでがこの研修実施後の……。これですね、研修実施後の研修報告の提出を求め、その内容をホームページに掲載するというところを藤井本委員

はおっしゃっていますけども、これがどこまでの研修でというところに関して詳しくはちょっと分からないんですけど、議会として委員会研修というのはホームページに今、実際のところ掲載を、委員長報告とか、委員長の報告とかいうのも実際のところ載せさせてもらっているところはあります、議会として行くときの部分で。

ただ、これが、多分、議員の、例えば個人で行く研修にしたって、そこまで載せることというのは、なかなか多分、議会のやつというのは無理かなと思うんですけど、これがどこまでの研修を……。

(「例えば今日の午後」の声あり)

西川委員長 そうですね。今日の午後の恐らくそういう講師研修であったりとかいうのは、今、載せてはないので、それをどこまで載せるかというところもちろん今後の課題にはなってくるのかなと思うんですけど、そういうのも含めて、議会としてこういう形で今研修をしていますよというのを市民の皆様にご存知いただくというところかなと思うんですけど。実際の視察研修については載せさせていただいております、ホームページのほうには、これはいつから載せていますかね。実際、僕が……。

(発言する者あり)

西川委員長 委員会の中で委員長が取りまとめて、皆さんにいろいろ書いていただいた中で、委員長が取りまとめてレポートとして載せさせていただいているというのが、今の視察研修についてはそういう形になっていますけども、全部が全部じゃなくて、今回みたいに、年に何回も講師研修を行いますけども、それについては載せてないという形なんですけどね。

柴田副委員長。

柴田副委員長 議員研修なんですけど、詳しくは載ってないんですけど、議会だよりには必ずそれを開催しましたということは載せているので、市民の方にはこういう勉強をしていますということはちゃんと伝わっているのかなというふうには思っております。

西川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、私は形式のことを申し上げているのであって、議会だよりはどうかというのと違って、こういうふうにホームページに……。ここにも、書かれた方はどなたかというのは別にしてですよ、ホームページに今後載せたらええやんかと、きちっと載せていこうよということで書かれていると思うんです。それはあくまでも今載せている部分をもっと充実させようという意味か分からないし、今まで載せてない部分も載せていこうよという意味かもわかりません。しかし、私が申し上げているのは、これをホームページで見られた方が、今後、研修内容については皆ホームページに載ってくるねんということがあるので、その辺は決まったわけでもないの、あくまでアンケートの結果、こういう方針を書かれた方が、今後やっていかなん取組としてやっていこうと書かれた方がいてというだけのことでしよう、これ。そういうことでしよう。

西川委員長 そうです。

藤井本委員 これ以外にも元に戻ればそういうものがあります。取組方針の、ここは今後の取組内容ということで載っているから、だから、こうなるのやなと思われぬように、あくまでこれ

は意見やということの形式の問題を私は申し上げているのであって、今、副委員長もあつたけども、それについては議会だよりでやってるやんかと。それはそれとして、ここで、ホームページで今後載るのやなということの理解を誤ってされないように、ここをきちんとしておくべきやということを申し上げます。

西川委員長 藤井本委員おっしゃっている、簡単に言うたら、これは個人の意見ですよみたいなことをおっしゃっているのかなと思うんですけど。

杉本委員。

杉本委員 これだけ断言しているんですよ、「掲載する」と。「掲載する必要あり」とか「検討する」とかなんですよ、ほか。そこが、「掲載する」と書きちゃったら、全て、全部載せるよと多分藤井本委員はおっしゃっていると思うんです。これ、文言だけの問題で、多分、「必要あり」とかに変えたらいいと思うんですよ。ほかも決定ではないので、今後やっていく志というか、そういう意気込みなので、これも「ホームページに掲載する必要あり」とか、「するように前向きに検討中」とか、そんなんにしたら問題ないんじゃないか……。これだけ決定しているんですよ、なぜか。そこをちょっと変えたらいいんじゃないかなと思います。

西川委員長 藤井本委員、そういう形……。

藤井本委員 誤解を招かないように。

西川委員長 誤解を。はい、分かりました。

谷原委員。

谷原委員 私も藤井本委員がおっしゃるように、個人の意見として載せるんやったらそのまま載せてもいいという考えもあるかもわからないけれども、それで市民の方に誤解を与えるような表現になっているんだったら、ちょっと委員長のほうで、例えば、もうちょっと正確にさせていただくと。例えば、視察研修についてはホームページに上げているけれども、それ以外の研修についても上げてほしい、やるべきだとかいうことなんだたらそういうふうに書いていただきたいし、もうちょっと誤解のない表現に改めていただけたら。どんな形でも。杉本委員のようなやり方もあるでしょうし、ちょっとそれはご本人に確かめていただいといます。

西川委員長 分かりました。ほんなら、これについては確認をさせていただきます。文言をちょっと変えさせていただきます。いいかということも確認をさせていただきます。

12条のことについては、ほか、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(「いいです」の声あり)

西川委員長 続いて、14ページ、第13条、議会事務局の体制整備。評価A、十分に達成をされた。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが9、Bが4、C・D・Eがゼロでございます。今後の方向性、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が13、2・3・4・5がゼロございました。これについては、皆さん、ご意見、よろしいでしょうか。

(「まとまっていて、いいと思います」の声あり)

西川委員長 それでは、続いて、15ページに参ります。第14条、議会図書室の利用。評価B、おおむね達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが3、Bが8、Cが1、Dが1、Eがゼロでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が13、2・3・4・5がゼロでございます。これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

西川委員長 それでは、続いて16ページでございます。第15条、議員の政治倫理というところで、評価C、一部達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが3、Bが3、Cが4、Dが3、Eがゼロ。今後の方向性、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が8、2が2、3が2、4が1、5がゼロでございます。これについて皆様のご意見、よろしいでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 これについても、この内容を市民の方が見られたという立場になってちょっと申し上げたいんですけども。評価、これが、我々議員の政治倫理、いわゆる倫理条例を守った行動・活動をしているかというところ辺の、自分自身への、また自分らの議会に対しての評価ということですけども、これが今までになくCがつけられました。これはこれで評価としては正しいとしていいのか、皆さんがつけられたのでそれでいいんですけども、評価理由の下に、特に問題なかった、こう来るわけですね。これを市民の方が見られて、一部達成された、ということは、達成されてない部分があるのやなど市民の方は見られる。評価理由のところは特に問題なかったと。ここらの、いわゆる市民、見る方にとって表記の仕方。これは、あくまで議員としてここに書いたものをそのまま序列というか列記されたものやと思うんですけども、見る側に立てば、もう少し工夫をしていただきたいなど。していただきたいなどというのは、委員長や副委員長のみならずここで話をしたらいいんですけど。一部達成されたというのは、一部しか、達成されてない部分がありますよという評価をしているにもかかわらず、特に問題なかったと。ここが、中学生が見ても分かりにくいと思わはると私は思います。小学生でもそう思わはると思う。ここらを工夫していただきたいと思います。

西川委員長 今、ご意見いただきました。確かに評価と評価の内容が、先ほども、ずっとこれは付きまとうんですけど、当てはまってこないというところのご指摘やと思うんです。これについては、やっぱりこのA、B、C、D、これは今回初めてやらせてもらいましたが、人間の心理として、これ、ぼんと、CやったらCで、DやったらDでとやりやすいんですけど、コメントとしては書かれてないというのが多数でございますので、この辺について、そやから、どういうふうな形でね。ちょっと難しいところなんです、これは。そやから、コメントとしてはほとんどないんです。ないんですね。ただ、その感覚。感覚じゃないですね。まあ言うたら、評価としてはDをつけるとかCをつけるとか、そういうことはありましたので、これについてどこまでオープンに。オープンにじゃなくて、オープンにしているんです。オープ

ンにはしているんです。これ、要はコメントがないんです、これについてね。

今の評価のところ、評価理由、取り組み状況のところについては、確かにこれについてはほとんどコメントがありませんでした。ただ、今後の方向、取り組む内容、改正案というところでは、今ここに書かせてもらっているところで結構ご意見をいただいていたところでありますので、工夫をするといいますがこれはなかなか難しいなと思うんですけど、何か。

藤井本委員。

藤井本委員 だから、これ、議会全体としてはC評価やったということですよ。今までの中では一番低い評価になるかと思うんですけども。ただ、議会全体としての評価はCなのに、評価理由は特に問題なかったというのは、Aの方がおられますから、AとかBの方の評価理由を書かれているのやろうと思います。そうとしか考えられない。だから、全体はC評価やのに、評価はA評価の方の評価理由を書かれると、我々は分かるんですけど、先ほどから何遍も申し上げているように、市民の方が見られる、見た人がどう思うかというところに立つと、書かないほうがましやと私は思いますよ。「どういうこと？」となるわけで。それを申し上げていて、意見だけはまとめておいたほうが、これは載せるための議論をやっていますので。

西川委員長 分かりました。

杉本委員。

杉本委員 アンケートを後からいじくるのはなかなか難しいから、今後の課題でもあるのかなと思うんですけど、ほかのやつは、他市と比べたらうちはこうだと僕は判断しているんです。他市に比べたらうちは頑張っているという評価をずっとさせてもらいました。これに関しては、ここなんです。これ、厳守しなければならないと言われているんですよ。

(「遵守」の声あり)

杉本委員 遵守。ごめんなさい。しなければならないと書いているのに、藤井本委員のおっしゃる気持ちも分かるんですけど、してない人がおると判断されているということでしょう。これ、いかがなものかとなりませんか。だって、ここだけの話なんだもん。それは、ここからアンケートをいじくり回すのはちょっと嫌らしいと思うんですけども、それはちょっと議会でどのことを言うてるのという話をしやんと、自分らの中で、「えっ、自分ら、守れてないの？」と発表するだけのような気がしてしゃあないんですよ。ですよ。だって、ほかのことと比べたら、「いや、ほかよりうちは優れているよ」という評価をずっとこのやつ、アンケートをさせてもらうてましたけど、ここはここだけの話ですもん。そやのに、いや、あんまりできてない人がいますと言われてるんではないか。「誰？ 誰？ 誰？」となりませんか。というか、「おまえら、解決せえよ」と言われると思うんですよ。「守るようにせえよ。議員でしょう」と。

ほんで、もう一つ言うたら、ここに、僕はアンケートのところに、議員やねんから名前を入れてもええとっていますよ。この意見、特に問題なし。これは多分杉本でしょう。それぐらいのアンケートにしたほうが今後のためにもなるし、責任感を持って発言されると思うんです。守れてないのかとほんまに思っている人が、先ほど委員長がおっしゃったみたいに、ぱーっと流れで、うーん、C、うーん、C、うーん、Dとかやってたら、そんな軽いものじ

やないと僕は思っているんですけども。それは今後にするのか今回に生かすのかはちょっと委員長にお任せしますが、これをちょっと出すのはおかしいかなと僕は思います。

西川委員長 いろいろ意見、ここに……。

吉村委員。

吉村委員 今回初めてということで、委員長、副委員長、相当骨を折っていただいて、これ、ここまで出すのに大変だったということは本当に拝察します。事務局も本当に骨を折っていただいたと思います。

これを出した中で、まず、やっぱりそのまま選んで出すべきかなというふうに。そこであんまり、きちっと市民の方に出てきた材料をしっかりとお見せするという、これは基本やと思うんです。その上で、先ほど藤井本委員がおっしゃいましたように、市民の方にちょっと誤った印象というか、誤解を招くようなこともあってはいけないと思います。

今回、問題は何かなと思ったんですけど、全体に関わることなので一番最後に言おうかなと思ってはいたんですけど、これ、タイトルが来ますよね。それから表が来る中で、要は、間に凡例みたいなものがないんですよ。こういう書き方をしていますよというふうなものがないので。だから、例えば、こうこうこういう取り上げ方をしていますよとか、意見がなかったものについては、意見があったものを取り上げていますよというものを間に置くのか、それか、あるいは、今、それぞれのタイトルを取りあえず書かれていますけど、その工夫を凝らして、議員からの意見とか、ちょっと話はずれるかもしれないんですけど、例えば右の今後の方向、取り組む内容、改正案等というふうに書いている欄がありますやんか。これは、例えば、恐らく改正のことを書いている人はいなかったとしたら、もうここに、アンケートのときはそれを聞いてたから、それが正確な書き方かもしれないんですけど、それは割愛してしまって書くとか、例えば、議員からこのような意見がありましたというふうに分かりやすく書くか、それか、手間はかかるんですけど、よりよいのは、やっぱり凡例をつけて、例えば下のAからEの、我々ここにいてるから分かりますけれども、それぞれの、これについてはこういう見方をしてくださいよということを書くことによって、先ほど藤井本委員がおっしゃったような懸念というのはちょっと解消されるのかなというふうに。突然、ホームページからこのページにぽーんと飛ばはったら、もう、ちょっと、凡例を読まずに行かれては、これは分からないということ、これはやむを得ないことかなとは思いますが、そういう工夫をしてみてもどうかというふうに思います。

基本的には、委員長、副委員長で判断されて選ばれていると思いますし、これについては、特に、私としては、それぞれ、今、委員の中、意見の中で、その中で判断をしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

西川委員長 奥本議長。

奥本議長 これもさっきと同じで、元となる政治倫理条例という全体で問うてるから、その回答された方はどこに着目して答えたかによって意見がやっぱりかなりばらつきがあるかなと思うんです。政治倫理条例、全部で12条あるんですよ。12条の中でも、その中でも事細かくやっ

ぱりいろいろ分かれておりまして、どこかに焦点を当てると、これは守れてないね、こっちは大丈夫やというところが恐らくこの意見に集約されているのかなと思うんですけども、元となる問いのところの、政治倫理条例にじゃなく、政治倫理条例のどの部分にと問うほうが、多分もっと正確な答えが引き出せるんじゃないかな、意見が引き出せるんじゃないかなと思うんです。

政治倫理条例は、議員だけじゃなくて、当然、首長も含めて行政に携わる者の倫理感を問うてるわけなんですけど、その倫理というところが非常に人によって捉え方が違うかなと思うんです。第1条には、市長、副市長、教育長及び市議会議員というところで対象者が書かれてるんですけども、その次なんです。市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努めというところがうたわれていて、ここが非常に、捉え方が人によって全く違うかなという気がするんです。これぐらい大丈夫やろうと思っている人もいてれば、いや、これは許されへんやろうなというところが、多分、今の回答に反映されているのかなという気がします。

だから、今回これをどう収めるかも委員長、副委員長のほうで判断いただいたらいいんですけども、今後、次につなげるのであれば、政治倫理条例のこの部分についてとかいうもう少し踏み込んだ問いを、あるいは、この中でさっきみたいに何条についてとか分けるとかいうほうが、最終的に見られた市民の方も分かりやすいかなという気はします。

西川委員長 今の議長の意見、先ほども同じ、次のときからその項目を含めてちょっと考えさせていただきたいと思います。

杉本委員。

杉本委員 議長がおっしゃったとおりで、今後の方向とか課題のところになんか書いてあれば、それを読んだ人が、ああ、守れてへんやつがおるなとかかなと思うんですよ。これ、ぼんと出たときに、これだけ、おまえら、それも守られへんのかと映るでしょうとお話しになると思うんですよね。細かいことを言うたら、その意見がここに入るように、何回も言って申し訳ないですけど、アンケートを今からいじくるのはちょっとあれですけど、評価のところをつけた方は評価は変わらないと思うので、どこの部分かというのをもう一回再度聞いていただいたら、その理由がここに明確に出てきたら、僕も、ああ、まあ、うーんとなるかもわからないですけど、全体的にぼーんと聞かれてたら、守ってないと言われたらかなんから言うてるんですよ、僕。だから、そこは細かく、今、議長がおっしゃったところが守れてないと言うんやったら、そうですかねとかってあるかもわからないですけど、そこをちょっと細分化しやんと、こんだけぼーんと来たものを、できてませんというレッテルはちょっと厳しいと思うんですよ。その辺だけちょっと変えていただいたらなと思いますけどね。

西川委員長 この政治倫理条例については、今回、議会の基本条例の話の中に政治倫理条例に飛んでいるというところがありまして、詳しくは逐条解説の中でももちろん書かれてないので、どこまでその方が、これをつけるときにどこまで、十何条あるうちのどこがということは多分されてはないと思うんですけど。僕も実際になかったと思いますし。ただ、確かに、このC、Dをつけられた方については、一度確認をさせていただいて、どこが政治倫理に一部達成されてなかったのかというところはヒアリングをさせていただきたいと思います。ただ、

ここに載せるかどうかというのはちょっと正副のほうで判断をさせていただきまして、議長とも相談させていただきましても、慎重に取扱いはさせていただきたいなと思います。C、Dをつけられた方に一度ヒアリングをさせていただきたいなと思います。

(「分かりました」の声あり)

西川委員長 それでは、これは、ちょっとそれを踏まえて変更なり、また皆様にお伝えをさせていただきたいと思います。この15条に関しましては、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 続いて、17ページ、第16条、議員定数の条文になってきます。評価A、十分に達成された。評価理由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。Aが5名、Bが3名、Cが2名、Dが1名、Eが2名。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性なし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が10、2が2、3が1、4・5がゼロでございました。これについてご意見のほうをよろしくお願いをいたします。

これについても、評価ではA、十分に達成されたというところにはなっております。これは数のことでございますのでね。ご意見をいただきたいと思います。

吉村委員。

吉村委員 先ほどの中央値のほうの議論なんですけど、そうなってくると、Aが数としては多いですけど、DもCもいらっしゃいますので、そうなってくると、私は、Aではない、Bかなというふうにも思うんですけれども、いかがでしょうか。

西川委員長 どうでしょうか、皆さん。

谷原委員。

谷原委員 この評価のA、B、C、D、Eのところをそれぞれ集約して、全体としてどう評価するかということだろうと思うんです。今、吉村委員は中央値を取るというふうにおっしゃいましたけれども、私が単純に考えたときに、5段階評価やから、5段階評価にして1から5まで評点をつけて、評点にそれぞれの人数を掛けて全体で割ると、いわゆる評点の平均値が出ますよね。それで出すという考え方もあろうかと思うんです。だから、ここをちょっと、全体でA、B、C、D、Eまでつけて、人数まで出して、じゃ、全体の評価のあれをどういうことで、どういう基準で客観的に出しているんですかと。それが1つ1つの項目で違うとおかしくなるので、だから、これはちゃんと決めておいたほうがいいと思います。まさに中央値でいくのか、さっき言ったように評点をつけて評点の平均値でいくのか、あるいは一番数の多いやつでいくのか、これをちょっと、条文ごとにまちまちになるのは具合が悪いので、それをまずきちっと明らかにした上でしていただいたらと思います。

西川委員長 それ、全部のことに関してなんですけど、今ご意見がありましたので。正副で今決めさせていただいたのは、一番人数の多いところで全部この評価をさせていただいております。けども、吉村委員がおっしゃった中央値でいくのか、谷原委員がおっしゃった評点の平均値でいくのかというところで、どちらがよろしいでしょうか。一番数が、3つあると思うんですけどね。

杉本委員。

杉本委員 これ、僕、やってたときも思ったんですけど、Eの評価に該当せずというのはどういう意味なんですか。

西川委員長 Eの評価……。

杉本委員 点数で言うたらゼロ点ということですかね。Eね、今回出てきてるじゃないですか。評価に該当せずという意味があんまり分からんとつけておったんですよね、僕も。全然できてませんという意味なのか、評価しやんでもええよという意味なのか、どういう意味なのか。これ、ゼロ点なのか何点なのかというのがよく分からん。

西川委員長 両方の意味がありましたよね、これ、たしかね。

(「どっちかというたら、評価する条文じゃない」の声あり)

西川委員長 ないということですよ。そやから、ちょっと割愛させていただいた最初のほうの前文とか第1章とか、まあ言うたら、最初の理念条例みたいなどの話については、評価は該当せずということで割愛をさせていただいた。意味合いとしてはそういうことでございます。そやから、ゼロ点じゃなくて、評価をすることは、これはしなくていいですよという意味です。そやから、ここのところで、3章からですかね、5ページからの話については、そのEというのは、あつてはあんまりよくないところなので。今回、でも、Eが2つついてあるというところは、ちょっと誤解を招いているところも出てきているのかなと思いますね。

杉本委員。

杉本委員 吉村委員と谷原委員がおっしゃるのも、このEの意味がはっきりしやんかったらできへんと思うんです。これ、入ってるわけじゃないですか、Eが。これ、ゼロ点なのか80点なのかによって変わるわけで、つけた方もそう思っていないかもわからないので。ちょっとこのE、何というのかな、これ、必要な項目なんですかね、該当せずというか。全く駄目という理由のほうにEにはつけはらんかったのかなと。Eって一番最低と思ってつけはったのかと、その辺がちょっと曖昧なのかなと。谷原委員さんがおっしゃる平均値を取ろうと思ったら、ほんまにこの方は……。

(発言する者あり)

杉本委員 いや、分からないですよ。どの方法を取るにしても、やっぱり、これはどういう意味なのかというのをもうちょっと明確にしたほうがええかなと思います。

西川委員長 そうですね。

吉村委員。

吉村委員 今のこの議論の中で明らかになった中で、回答している方が、まあ言うたら、質問の意図と回答がちょっとずれてしまっていたりとか、ちょっとというところもあると思いますので、ここについてはピンポイントでもちょっと確認をしていただくようお願いできたらと思います。

西川委員長 このEをつけられた方については、ちょっとこちらでもう一回ヒアリングをさせていただきます。こちらの想定としましては、ここにEがつくことというのはないということなんです。

谷原委員。

谷原委員 先ほど私が言った基準というところでは、吉村委員が中央値というふうにおっしゃって、それを取ったページがあったと思うんですよ、中央値でね。だから、それでいくんだったら全て中央値でというふうにしないと、このページだけ中央値を取って、このページは多数というふうなことになる、それだけはちょっと避けていただきたい。評点というのは例えばの例であって、そうしてくださいということではないので、基準をちょっとそろえていただいて。だから、このページも、それでいくんだったら、ほかのページもそうですけど、先ほどそれで取ったので、それで統一していただけたらと思います。

西川委員長 これはちょっとEの方に確認してから、再度、ここについては評定、評価についてはちょっとまた変わるかもしれませんので、またそのときに皆様にお知らせをさせていただきたいと思います。

奥本議長。

奥本議長 ちょっと今、事務局に確認しましたら、この評価の表のフォーマットは大体どこも同じ形式ということなんですけども、今、お二方、3人か、意見を出されていますけども、例えば、この評価というところがあるから、多分、その評価という言葉に引きずられて、いや、議員はこういうふうに思っておると捉えてしまいがちなんですけども、単純に、回答、Aが5人、Bが3人とあるじゃないですか、これで点数化して、何点、何点とかいう数字でやってしまうという評価に変えたらどうかなという気はするんです。そしたら、今のこのEに関しては、ゼロというのがどういう意味かと確認は必要ですけども、この質問に対して議員から出たアンケートの結果、何点なんでしたよというぐらいに収めておいて、評価は見た方で判断してもらおうというやり方もあるのかなという気はするんですけどね。これがいいかどうか分からないんですけど。評価と書くから、ちょっと、やっぱり、何か、A、B、C、Dとかだけやったら先入観でぼーんといってしまうって、この中の内訳、何人何人と見なくても、この間いと評価だけで、ああ、議会はこう判断しておるんやなというふうにと取られてしまうかなというおそれはある気がします。

西川委員長 そやから、断定的にAとか書くんじゃなくて、議長がおっしゃっているのは、Aが5人、Bが3人とかいうところを点数にして、皆さんで、市民、見られた方で判断をしていただくというような意味合いで取ってよろしいんですかね。

奥本議長。

奥本議長 そうなります。だから、本当に中央値を、A、B、Cの段階じゃなくて、数字で評価してもらって、あとはどう判断されるかというのを委ねてしまうかですね。そもそも、議会でやるのはやっぱりかなり難しいですもんね。それをあえてやるというのも1つ方法です。これはちょっと皆さん方の意見がやっぱり必要かなと。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと振れ幅があるやつとかがあるので、全体で議会在こう評価していますというのじゃなくて、Aが何人、Bが何人、Cが何人と、これだけ載せたらいいのと違いますか。全体でこう思っていますとかじゃなくて、何点とかやったら、「いや、おまえ、それ、何点はど

ういう意味やねん」と聞かれたらあれなので、Aを思っている人は5人、Bを思っている人は何人というふうにして、どーんとこれを載せておいたら、議会は、ここに関してはできてへんと思っておるやつもおるけども、できてると思ってるやつもおるねんなぐらいにしておったらどうですかね。何か、ぶわーっと言ったら、多分、どの方法を取っても、何か、めっちゃ言い方は悪いですけど、評価とここが合うてないから、何かもうざっくりつけてはる人もおるような気がしてしゃあないから、それはちょっと全体の意見としてはなかなかまとめられへんのと違うかなと思うんですけど。もう正直にこの人数を全部載せたらどうですかね。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 私も杉本委員と同じ意見です。今、下のほうにAが何人と書いてますやんか。これを評価のところに、そこにもう入れてしまっって、何人、何人、何人という客観的なデータを出してしまうと。そうすれば、つまり……。いや、私もさっき、これに沿うような形でちょっと意見を言うてしまったんですが、中央値が議会を代表しているわけじゃないんですよ。なので、こう考えている議員が何人いるんだ、このように判断しているのが何人いるんだと、それがこういうアンケートの載せ方としてはより適切かなというふうに思います。

西川委員長 分かりました。皆さんの意見が大体……。これ、あくまで今回やらせてもろうてるのは、この条例のやっぱり検証をせなあかんというところで、評価って、確かに、検証はせなあかんです。どっちかというたら、取り組む内容、改正の必要があるかないかというところが一番大きな問題なので、そこにこの評価というところが要るのか要らんのかと言うたら、確かにそこについては断定せんでもいいんじゃないかなというところも今皆さんの意見を聞かせていただいてちょっと思いましたので。このままA、B、C、D、Eとかの人数を、この評価というところを、評価の名前をどうするかちょっと考えさせていただきますけれども、凡例もつけさせていただきます、A、B、C、D、E、議会議員、葛城市の議員はこういうふうにいる人が何人おるのやなというところをアンケートとして載せさせていただきますということで、全部そういうふうにさせていただきたいと思っておりますけど、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ほんなら、そういう形でさせていただきたいと思っております。

じゃ、次、行きますね。

(「評価だけです」の声あり)

西川委員長 評価だけ。評価のところだけそういうふうにさせていただきたいと思っております。

続いて、18ページです。議員報酬ですね、17条。評価については先ほどありましたので、ちょっとそのところについては全員を載せさせていただくというところですけども、今、Aが3人、Bが2人、Cが1人、Dが6人、Eが1人となっております。今後の方向性については、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案などについては記載のとおりでございます。1が12、2が2人、3がゼロ、4が1、5がゼロとなっております。

ここで、今後の方向、取り組む内容、改正案のところ意見があったのが、第三者機関の

答申を受けるなど条文改正が必要というところも出てきておりますし、政務活動費が支給されていないのでその点を考慮しての条文改正が要るんじゃないかというところも、検討が必要じゃないかというところも出てきておりました。

この点の意見について皆様のご意見を伺いたいと思います。評価としては、今後の取組が必要というところでやってきておったんですけども、一番多いのがですね。

これについては、本当にこの基本条例の検証というところ以外でもちょっとやっていかなん部分があるんです。これから、まだ、議員定数については一通り、今、一定の方向は出ましたけども、議員報酬、政務活動費については、別途まだ議会改革、この条例の条文の検証とは別でやっていかなん部分がまだ課題として残されておりますので、これは、確かにここに書かれているのは皆さんのご意見が書かれておるんですけども、あくまでも条文の検証というところですので、その辺に重きを置いて考えていただけたらなというところがございます。

評価については、先ほどお話しさせていただいたように、何人というところに変えさせていただきますので。

これでよろしいでしょうか。よろしいですか。いいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 それでは、続いて、19ページです。第18条、最高規範性というところがございます。評価については、一番多かったのがBの6名というところがございます。Aが6名、Bが6名、Cがゼロ、Dが1、Eがゼロでございます。評価理由については記載のとおりでございます。今後の方向性については、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容については記載のとおりでございます。1が12、2・3・4がゼロ、5が1でございました。これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。

これ、ここにもその他というところで5の1があります。これについても、先ほどもお話しさせていただいたように、このその他については、その文言を載せさせていただくというところで、一度ご本人さんには確認をさせていただいて、それでいいかというところで確認をさせていただきます。内容を言いましょうか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 このその他は、今回の検証で示された課題の解決に取り組むことなくして最高規範たり得ない。議会改革特別委員会で議会基本条例に関係する課題の解決に取り組むということでございます。一応ご本人さんには確認をさせていただいて、それを載せるかどうかというところを確認をさせていただきたいと思います。

そのほか、評価については、先ほども一緒のように人数を載せさせていただくということでございます。

この条文について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 続きまして、20ページです。第19条、見直し手続の条文になってきます。評価B。評価については、Aが4人、Bが8人、Cがゼロ、Dが1、Eがゼロとなっております。評価理

由、取り組み状況などについては記載のとおりでございます。今後の方向性、1、条文に従いこれまでどおり取り組む。改正の必要性はなし。今後の方向、取り組む内容、改正案については記載のとおりでございます。1が10名、2が2名、3がゼロ、4が1名、5がゼロでございます。

この件について皆さんのご意見をいただきたいと思います。今やっている作業、このこと自体がこの条文のこの話なんですけども。

(「特にないです」の声あり)

西川委員長 ないですか。ちょっと本年度からこういう形で、今、皆さん、タブレット化するということもありまして、本年度からこういう形で評価集計とか、タブレットで意見を書いていたとか、そういうことをさせていただいておるんですけど、次のときも、次年度、先ほど皆さんからいただいた意見をちょっと変えさせていただきながらする部分もありますけど、来年度もこの形で検証のほうをさせていただいてもよろしいでしょうか。議会議員全員という形になるんですけども。ここで決めさせていただきたいなと思うんですけど、それでもよろしいでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 今回もちょっと不慣れなところがあったんですけども、これをちょっと精査していったら、多分よりよい、いいものができていくのと違うかなと僕は思っておりますので、今回はいろいろと皆様に手間も取っていただきながら、ちょっと分かりにくい部分もあったとは思いますが、次からも、ちょっと改善をしながら、こういう形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この条文についてもこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そしたら、最後ですかね。それでは、皆様にいただいたご意見、これで全ての検証は終わりましたけども、いろいろとヒアリングをする部分はありますので、その点については皆様にまたご報告をさせていただきたいなと思います。

本日の委員会について、3月定例会の初日にこの委員長報告をさせていただいた後に、この評価集計をホームページに掲載をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、調査案件(1)葛城市議会基本条例の検証等については以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

ここで……。

(発言する者あり)

西川委員長 松林委員。

松林委員 すいません、私、ちょっとペーパーレスのほうになかなか慣れてなくて、先ほど杉本委員が、14名議員がおるということで、13しか数が出てないようなことを言われた。私、ちょっとそこらは失念してしまっていて、アンケートをせなあかんことが分かっておれば当然アンケー

トをさせてもらうんですけども、ちょっとそこらは非常に申し訳なく。当然やるべきことはしっかりさせてもらうつもりでということ。

西川委員長 大丈夫です。松林委員、やってくれてはります。

松林委員 そうですか。

西川委員長 はい。だから、多分、皆さん、確かにタブレットとかでちょっと不慣れなところもあって、自分のやつが行ってないんじゃないかとかいうところもあると思いますけど、こちらから、来てない方についてはお声がけをさせていただいておりますので、事務局のほうからでも。だから、大丈夫でございます。

こういうことが多分3月の定例会からも結構出てくるかなと思いますけども、松林委員、大丈夫でございます。

(発言する者あり)

西川委員長 はい、大丈夫でございます。

(発言する者あり)

西川委員長 ちょっとその辺、なかなか今、急にタブレットに変わって難しいところもありますけども、改善をしながらしていかなんかなと思いますので。

それでは、ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

西川委員長 ありがとうございます。意見を聞かせていただきましたので、検討のほうはさせていただきたいと思います。

ほかにもございませんか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 それでは、皆さん、お疲れさまでございました。ちょっと今回初めての試みやったというところもありまして、委員長も含めて副委員長もそうなんですけど、皆さんもちょっと難しかったなというところもあったと思います。これからちょっと先ほどいただいた意見も取り入れながら、もうちょっとやりやすい形を含めて、分かりやすい形でアンケートのほうもつくらせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでございました。

閉 会 午前11時47分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西川 善浩

